

繰延税金資産の算出根拠について

1. 繰延税金資産の算入根拠及び将来の課税所得見積期間

	例示区分※1	課税所得見積期間	(例示区分が4号但書の場合)非経常的な特別な原因※2
りそな	4号但書	1年	①不良債権オフバランス化促進(金融再生プログラム等)、関連緊密会社整理 ②保有株式圧縮(株式保有制限) ③事業再構築損失 他
埼玉りそな	4号但書	5年	会社分割により引継いだ貸倒引当金損金算入限度超過額の不良債権処理促進等に伴う無税化によるもの他
近畿大阪	4号	1年	
奈良	4号	1年	
りそな信託	1号	—	

※1 例示区分:「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(平成11年11月9日 日本公認会計士協会<監査委員会報告第66号>)

※2 重要な税務上の繰越欠損金や過去の経常的な利益水準を大きく上回る将来減算一時差異の発生事由

2. 過去5年間の課税所得(繰越欠損金使用前)

(単位:億円)

	平成12年3月期	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期(概数)
りそな※1	2,102	612	△ 5,928	△ 4,804	△ 12,168
埼玉りそな				10	△ 360
近畿大阪※2	97	△ 239	75	△ 315	△ 2,102
奈良	6	△ 5	△ 1	△ 1	△ 16
りそな信託			11	163	155

※1 平成12年3月期～平成14年3月期は旧大和銀行・旧あさひ銀行合算

※2 平成12年3月期は旧大阪銀行・旧近畿銀行合算

3. 見積りの前提となった実質業務純益・税引前当期純利益・調整前課税所得の見込み額

(単位:億円)

	見積期間	実質業務純益	税引前当期純利益	調整前課税所得
りそな	1年	2,320	1,247	2,398
埼玉りそな	5年	2,545	1,870	2,274
近畿大阪	1年	334	184	224
奈良	1年	4	5	3

4. 繰延税金資産・負債の主な発生原因

(単位:億円)

	りそな	埼玉りそな	近畿大阪	奈良	りそな信託
貸倒引当金	4,777	277	865	18	
有価証券有税償却	2,277	97	50	1	
その他有価証券評価差額金					0
退職給付引当金	247	41	32	2	
繰越欠損金	9,302	145	1,075	9	
その他	350	20	95	3	2
繰延税金資産小計	16,954	582	2,119	35	2
評価性引当額	△ 15,739	△ 100	△ 2,028	△ 34	—
繰延税金資産合計	1,214	482	91	1	2
退職給付信託設定益	235	5			
その他有価証券評価差額金	825	109	27	0	
その他	18	58			
繰延税金負債合計	1,080	173	27	0	—
繰延税金資産の純額	134	308	63	0	2